

社会福祉法人三星会 給食業務委託契約仕様書

1. 業務委託施設

住所 : 宮崎県西都市大字平郡 598 番地 1

施設名 : 社会福祉法人三星会 特別養護老人ホーム 三納の里

短期入所生活介護事業所 三納の里

2. 業務目的

施設理念を理解し、それに基づく食事提供の趣旨を認識し良質な食事サービスを提供することを目的とする。

3. 業務内容

施設利用者に対する給食業務及びこれに付随する業務。

4. 給食提供食数

	入居者 (ユニット型個室)	短期入所生活介護 利用者 (ユニット型個室)	検食	付添食
朝食	95 食	5 食	1 食	随時
昼食	95 食	5 食	1 食	随時
夕食	95 食	5 食	1 食	随時

5. 食事の種類

- (1) 一般食 (ハーフ食有)
- (2) 療養食 (ハーフ食有)
- (3) 季節食・行事食…行事計画に合わせて実施
- (4) 代替食…アレルギーその他禁忌等により実施

※すべての献立は施設の示す栄養摂取基準を基に、それを満たすよう作成する事

6. 食事形態

- (1) 主食…米飯、おにぎり、粥、おじや、おじやムース等
- (2) 副食…常1、常2（一口大）、常3（高齢者ソフト食）、ムース食等

※高齢者ソフト食基準

- ①見た目がきれいでおいしい。
- ②咀嚼・嚥下機能の低下がみられる方でも難なく食べることが出来る。
- ③舌で押しつぶせる軟らかさがある。
- ④口の中に粒や繊維が残らない滑らかさがある。
- ⑤飲み込みやすい。

※ムース食基準

- ①見た目がきれいでおいしい。
- ②見た目で食材とその味が分かる。
- ③食材ごとにムース化し、一定の軟らかさがある。
- ④飲み込みやすい。

7. 配膳

喫食者に応じた盛り付けを厨房で行い、配膳車等を用いて指定された場所に運搬する。

- ・入居および短期入所生活介護

厨房内でユニット毎に盛り付け。引き渡し場所は各ユニットとする。又、受託側職員と一緒にユニット内で盛り付け作業あり。

8. 食事提供時間

食事区分	配膳開始時間	喫食時間
朝食	7：30～	7：45～
昼食	11：45～	12：00～
夕食	17：30～	17：45～

9. 食事変更受付時間

食事区分	食事変更受付時間
朝食	前日 18：00
昼食	10：30
夕食	16：30

1 0. 食材料費

- (1) 入居者、短期入所生活介護利用者、検食の食材費は税別とする。
- (2) 行事食等については、基本的に委託管理費内で実施とする。但し、別途加算金額が発生する場合は、その都度委託者側と協議するものとする。

1 1. 保存食及び検食

- (1) 受託者は委託者が実施する検食結果を献立作成に反映させること。
- (2) 受託者は毎食ごとに保存食を確保し、法に定める方法により保存すること。

1 2. 職員配置

従業者の員数、勤務時間、資格、経験については食事提供するために必要な基準を充足していることを前提とするが、配置される者の変更がある場合は、十分な引継ぎ、教育等を実施するものとし、委託側と協議の上決定する。

1 3. 委託代行措置

受託側は自然災害や火災または受託側の事由により、業務遂行が困難になった場合は速やかに受託業務の代行措置を講ずること。

1 4. 業務分担

別紙①の通りとする。

1 5. 費用分担

別紙②の通りとする。